

福岡県自転車条例が 改正されました

～令和2年10月1日から自転車保険への加入が義務化～

全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることなど、最近の自転車を取り巻く状況の変化に対応するため、自転車条例の改正が行われました。

万が一事故を起こしてしまったときに備えて自転車保険に加入するなど、事業者としても以下の点を踏まえて自転車の安全利用に取り組んでいただきますようお願いします。



自転車条例改正の主なポイント

自転車保険の加入義務(令和2年10月1日施行)

- 全国的な自転車事故での高額賠償事例の発生

**賠償額
約9,521
万円**

高額賠償の事例
小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭がい骨骨折などで意識不明の重体となった。

保険加入義務化

自転車を利用する人
(子どもが利用する場合はその保護者)

従業員に自転車を利用する事業者

自転車貸付業者(県への届出義務があります)

▶ 保険加入義務の詳細は **2** ページへ

※事業者・学校は、通勤・通学に自転車を利用する人の保険加入を確認しましょう。

▶ 保険加入確認の詳細は **3** ページへ

その他の改正ポイント

- ①事故の際の負傷者の救護・警察への報告義務

自転車事故が起きたときには、負傷者を救護し、警察に報告しなければなりません。

▶ 自転車安全利用のための事業者の役割詳細は **4** ページへ

- ②自転車の活用推進に関する規定の追加

- ・自転車を快適に利用できるまちづくりの推進
- ・自転車を活用したスポーツと健康づくりの推進
- ・自転車を活用した観光振興と地域の活性化の推進



交通事故をなくす福岡県県民運動本部

(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)

自転車保険入ってますか？

福岡県内で自転車を利用する場合、以下の者は自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済に加入しなければなりません。

(令和2年10月1日から施行)

- ・**自転車利用者(児童等が利用する場合はその保護者)**
- ・**事業者(自転車を事業の用に供する場合)**
- ・**自転車貸付業者**



自転車を業務で使用する事業者が加入する保険

事業者は、業務中の自転車の事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済に加入しなければなりません。

※業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。

事業者が事業用の賠償保険に加入する必要があります。

自転車保険の取扱事業者はこちらから
(県ホームページ)



自転車損害賠償保険等の主な種類と概要

《事業者向けの保険》

保険の種類	保険の概要
施設賠償責任保険※ (名称は施設所有管理者賠償保険等、保険会社によって異なる)	業務遂行中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	点検整備された自転車の車体に付帯した保険(点検日から1年以内)

※運転者のミスによる事故が補償対象となる契約か保険会社にご確認ください

《個人向けの保険》【参考】

保険の種類	保険の概要
個人賠償責任保険	自転車利用者向け保険
	自動車保険の特約
	火災保険の特約
	傷害保険等の特約
団体保険	会社等の団体保険
	PTAの保険
共済	全労済、市民共済など
TSマーク付帯保険	点検整備された自転車の車体に付帯した保険(点検日から1年以内)
クレジットカードの付帯保険	クレジットカードに付帯した保険

自転車通勤者が自転車保険に加入しているか確認を!

自転車を利用して通勤する従業者がいる事業者の皆さんには、自転車通勤者が、自転車損害賠償保険等に加入しているか確認するよう努めなければなりません。

また、未加入の場合は、従業者に対して、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければなりません。(いずれも令和2年10月1日から施行)

自転車保険加入にあたっての確認のながれ

自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償保険等)に加入していますか?

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」(点検日から1年以内)も該当します。

はい

わからない

いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険、クレジットカードの付帯保険のいずれかに加入していますか?

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険など)のいずれかに加入していますか?

はい

わからない

いいえ

自転車損害賠償保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか?

※特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なる場合があります。

はい

わからない

いいえ

あなたはすでに
自転車損害
賠償保険等に
加入しています。

保険証券をご用意のうえ、
ご加入の保険会社に
ご確認ください。

※相当する補償がない場合には、
加入が必要です。

あなたは
自転車損害
賠償保険等への
加入が必要です。

福岡県のホームページでは、
自転車損害賠償保険等の
取扱事業者の情報を公表しています。
従業者に対する情報提供の際にご活用ください。

自転車保険の
取扱事業者は
こちらから
(県ホームページ)



自転車を安全に利用しましょう

事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとされています。

自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

自転車の安全利用の促進

○夜間のライト点灯



○ブレーキを備えていない自転車の運転禁止



○飲酒運転の禁止



幼児・児童・高齢者のヘルメットの着用

保護者・ご家族の皆さん、
児童・高齢者の方へ、
ヘルメットの着用を
呼びかけましょう。



自転車の点検及び整備

反射器材の装着、
タイヤの空気圧や
ブレーキの効きなど
の自己点検をし
ましょう。



これらの「ながら運転」は禁止行為です

傘をさしながら



大音量で音楽等を聴きながら



スマホや携帯を操作しながら



福岡県のホームページでは、自転車利用者向けの啓発チラシのほか、外国人向け多言語チラシ(英語・中国語・韓国語版／ベトナム語・ネパール語・タガログ語版の2種類)を掲載しています。従業者に対する自転車交通安全の啓発等にぜひご活用ください。



ルール違反の駐輪はやめましょう!

- ・駐車禁止場所(歩道など)への駐輪は違反です。
- ・点字ブロックの上や周辺の駐輪は視覚障がい者の通行の妨げになります。
- ・迷惑駐輪は緊急時の救急・消防活動の支障となります。

問い合わせ先:福岡県生活安全課 ☎092-643-3167